



お知らせ

介護用品給付券を交付します

在宅で高齢者を介護するご家族の負担軽減のため、紙おむつなどの介護用品を支給します。



対象

次の要件に該当する高齢者を在宅で介護している市内在住の市民税非課税世帯に限りです。

- 市民税非課税世帯であること
- 介護保険の要介護4または5の方、もしくは要介護3で一定の条件を満たす方

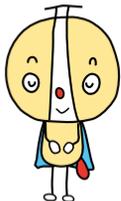
申請の際には介護保険被保険者証をお持ちください。また、受給中の方には6月に継続申請の案内を送付しますので、期限内に提出をお願いします。

問合せ 保健福祉課(介護保険)

5階51番窓口 ☎06-6659-9859

介護保険利用者負担限度額認定証等を更新します

介護保険を利用して、介護保険施設などへの入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証および社会福祉法人などによる利用者負担軽減の確認証の有効期限は7月31日(木)です。更新を希望される方は、6月30日(月)までに申請を行ってください。なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請を行ってください。



詳しくは、利用者の方へお送りしているお知らせをご確認ください。

問合せ 保健福祉課(介護保険)

5階51番窓口

☎06-6659-9859



6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などを質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【相談対応】大阪府および大阪労働局(ハローワーク)において、公正採用選考に関する相談を実施します。

相談窓口はこちら→



問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室

☎06-6210-9518 [月間中(閉庁日を除く)9:30~17:30]

Eメール: rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は月間中随時)

令和7年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(月)です。なお、3月18日(火)以降に所得税の確定申告または、市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

市民税・府民税・森林環境税の詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ あべの市税事務所 個人市民税担当

☎06-4396-2953 [平日9:00~17:30 (金曜日は9:00~19:00)]

大阪市 個人市民税のお知らせ 検索

令和7年度 国民健康保険料のお知らせ

●保険料の決定

令和7年度国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月末までに届かない場合はご連絡ください。

なお、前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

	令和7年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	33,574円	10,761円	
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×34,424円	被保険者数×11,034円	介護保険第2号被保険者数×18,784円
所得割保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険第2号被保険者)ごとに令和6年中総所得金額等-43万円		
	×9.30%	×3.02%	×2.56%
最高限度額	65万円	24万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

窓口混雑緩和にご協力ください

決定通知書が届いてからは、窓口が大変混みあい、お待ちいただく時間も長くなることが予想されます。6月2日(月)からは、決定通知書が届いていなくても、お問い合わせやご相談ができますので、お気軽にご利用ください。

問合せ

●国民健康保険料決定通知書・軽減に関する窓口サービス課(保険年金 保険)

6階61番窓口 ☎06-6659-9956

●国民健康保険料の納付の相談・減免に関する窓口サービス課(保険年金 管理)

6階62番窓口 ☎06-6659-9946



後期高齢者医療保険料決定通知書の点字対応について(希望者のみ)

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項

- 住所 ●氏名 ●生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。

なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)

6階61番窓口 ☎06-6659-9956



児童手当 現況届について

現況届の提出が必要となる受給者に現況届を送付しています。また、18歳到達後の最初の4月1日から22歳年度末までの子を多子加算認定している受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者にも送付しています。6月30日までに提出してください。

現況届または添付書類の提出がない場合は児童手当が受給できなくなります。提出がないまま2年経過すると時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)

5階52番窓口 ☎06-6659-9824

区役所で小中学校の教科書(見本)を展示します

無料

保護者や市民の方に教科書に対する関心を持ち、理解を深めていただくため、小中学校で使用されている教科書(見本)



を展示します。なお、教科書は閲覧のみで貸出しはできません。この機会にぜひご覧ください。

日時 6月13日(金)~7月11日(金)

閉庁日を除く 9:00~17:30

場所 5階52番窓口 待合スペース

問合せ

○教科書採択に関すること

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当 ☎06-6208-9186

○教科書の展示場所に関すること

保健福祉課(子育て支援) 5階52番窓口 ☎06-6659-9824

花と緑の相談

無料 申込不要

開催日	内容
6月13日(金)	花と緑の相談

お花や園芸など、花と緑のさまざまなご質問に相談員がお答えします。



開催日時 4月、5月、6月、9月、10月の毎月第2金曜日 14:00~15:30

場所 区役所1階 区民ロビー

問合せ 八幡屋公園事務所 ☎06-6571-0552



募集

大和川右岸水防団 団員募集中

水防団はわたしたちのまちを守る活動を行っています。

水防団は、大和川の洪水をはじめ、木津川、住吉川、敷津運河および臨港地区の高潮、津波などの水災害から住民の生命と財産を守ることを目的に活動を続けています。

入団資格 区内の防御区域内に居住または勤務・通学先がある18歳以上の健康な方

活動内容 災害時の水防活動、災害時に備えた管理施設の点検と水防訓練など

問合せ 大和川右岸水防事務組合

☎06-6694-0271

QRコードからアクセスしてみよう!



水防事務組合 ホームページ



YouTube チャンネル



水防事務組合X



土のう君

